

院内集会&厚労省・総務省ヒアリング

いま、マイナ保険証&マイナカード 本人認証について説明していく

● 2024年9月26日（木曜日）13時30分～17時15分

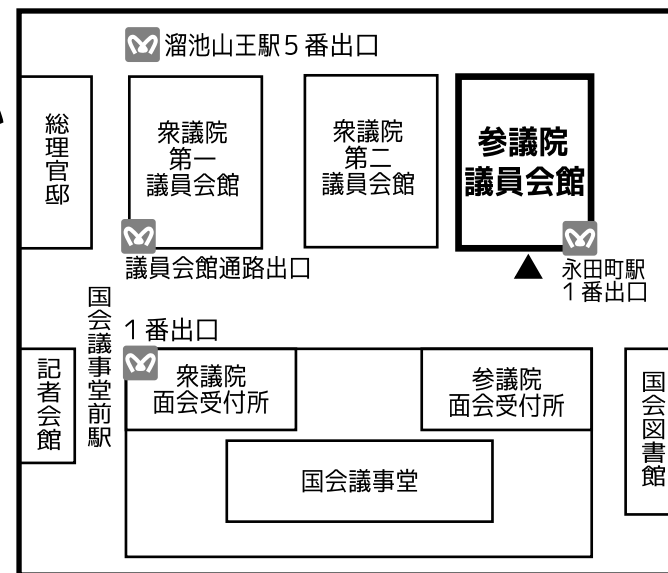
● 参議院議員会館 1階 102会議室

所在地 東京都千代田区永田町2-1-1

東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」1番出口徒歩1分

東京メトロ丸の内線・千代田線「国会議事堂前駅」議員会館地下通路一般出口徒歩6分

東京メトロ銀座線・南北線「溜池山王駅」5番出口徒歩12分



12月2日に政府は健康保険証の新規発行を廃止するという方針を変えていません。

私たちは健康保険証を継続することが最も合理的だと考えていますが、マイナカードの取得率と利用率を上げることに躍起となっている政府は私たちの声を聞く耳を持ちません。同時にマイナカードを本人認証の唯一の手段としようとする動きもマイナカード強制につながる危険なものであり看過することができません。

マイナ保険証、マイナカードによる本人認証の限定化についてはま

だまだ不明な点も多く、私たちは説明していくことでさらなる政府の矛盾を顕在化させていきたいと考えています。

多くの皆さんの参加をえて、多角的なやり取りをしたいと思えます。院内集会では質問項目を中心に検討を行います。総務省ヒアリングでは、マイナカードの公的個人認証しか本人認証を認めないということの問題点を明らかにさせていきます。また厚労省に対しては、保険証廃止をめぐる様々な疑問点をぶつけていく予定です。

ぜひとも、院内集会とヒアリングに、ご参加ください。



◆プログラム◆

- 13時30分～ 院内集会
- 14時45分～ 休憩（15分）
- 15時00分～ 総務省ヒアリング（45分）
- 15時45分～ 休憩（15分）
- 16時00分～ 厚労省ヒアリング（75分）
- 17時15分 終了

◆集会はどなたでも参加できます。

◆議員会館1階正面入口で手荷物検査を受け、ロビーで通行証を受け取って下さい（13:00～13:40）。遅れて参加される方は受付から102会議室に電話してもらって下さい。通行証を届けます。

主催 共通番号いらないネット
http://www.bango-iranai.net/
連絡先 Tel. 080-5052-0270（宮崎）
event@bango-iranai.net

▼共通番号いらないネットのイベント予告ページへ



これで安心！ 12月からどうなる保険証？ あなたはどうすれば？

2024年8月31日「どうなる保険証 どうする私たち」集会資料

| あなたは？ | 2024年10月 ?日 マイナ保険証の利用登録解除開始 | 2024年12月1日 健康保険証新規交付終了 | 健康保険証の有効期限終了 健康保険証の失効（転職等） | 2025年12月1日 健康保険証利用終了 |
|---------------------------------|--|--------------------------------------|---|-------------------------|
| マイナンバーカードを持っていない | 健康保険証を使い続けましょう。マイナンバーカードの所持は任意です。 | 健康保険証の交付終了しても、 最大1年間は利用できません。 | 健康保険証の代わりに「資格確認書」 が、(当分の間)申請不要で保険者から送られてきます。 | |
| マイナンバーカードを持っているが、マイナ保険証を登録していない | 健康保険証を使い続けましょう。マイナ保険証の利用は強制できません。厚労省も「 保険医療機関等において、被保険者証による確認を拒否し電子資格確認（＝マイナ保険証）を強制するようなことは、適切ではない 」とっています。 | | 健康保険証の代わりに「資格確認書」が、(当分の間)申請不要で保険者から送られてきます（「資格確認書」の有効期間は5年以内で保険者が決めます）。 | |
| マイナポイントが欲しくてマイナ保険証を登録したが、使いたくない | 健康保険証を使いましょう。受診の際に マイナ保険証を使うか健康保険証を使うかは自由 です。保険者（協会けんぽ、健保組合、自治体等）に 登録解除を申請 しましょう。登録解除すると、保険証の代わりに「資格確認書」の交付を受けられます。（登録解除しても、マイナポイントを返せとは言われません） | | マイナ保険証の登録解除をしてあれば、健康保険証の代わりに「資格確認書」が、申請不要で保険者から送られてきます。 ※マイナ保険証の登録解除をしないと、原則として「資格確認書」は交付されません。 | |
| マイナンバーカードを持っているが、不安だから返したい | 健康保険証を使いましょう。交付終了しても最大1年間は利用できます。 住所地の市区町村に、マイナンバーカードを返納 しましょう。返納前に、マイナポータルや公金受取口座などの登録をしてあれば解除しましょう。マイナンバーカードを返納したことを、保険者に連絡しましょう。 | | マイナンバーカードを返納すれば、健康保険証の代わりに「資格確認書」が、(当分の間)申請不要で送られてきます（保険者に連絡しないと交付が遅れることあり）。 | |
| マイナ保険証を持っているが、障害・高齢等で利用が困難 | 健康保険証を使い続けましょう。マイナ保険証を登録解除するか、保険者に「資格確認書」の発行を相談（申請）しましょう。 | 健康保険証の交付終了しても、 最大1年間は利用できます。 | 保険者が必要ありと認めれば、 マイナ保険証を持っていても、「資格確認書」の交付を受けられます。 施設等で「資格確認書」を管理してもらえば、マイナンバーカードを預ける必要はありません。 | |
| 不便でも、危なくてもマイナ保険証を使いたい | マイナ保険証は 受診のたびに提示が必要 です。持参を忘れずに。マイナンバーカードを他人に悪用されると、行政等の管理する 個人情報 がダダ漏れします。持ち歩きや暗証番号の管理に気をつけて。マイナ保険証では 保険資格が正しく表示されない トラブルが続いています。確認のために健康保険証も持参を。マイナンバーカードは10年、マイナ保険証に使用する電子証明書は5年で 更新手続きが必要 です。転職・転居等した場合は、マイナ保険証でも引き続き保険者に申請が必要です。忘れないように。 | | | |

健康保険証を廃止しなければ、こんな面倒なことを考える必要ありません。健康保険証を存続させましょう！

「資格確認書」は当分の間は対象者に申請不要で交付されることになっていますが、またシステムのエラーがあるかもしれません。念のため保険者に交付を確認しましょう。